

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和7年8月15日受付分)

名称

特定非営利活動法人
シンフォニー

縦覧期間

令和7年8月15日(金)から
令和7年8月29日(金)まで

特定非営利活動法人シンフォニー定款

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人シンフォニーという。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を兵庫県尼崎市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、市民に対し、自然環境と社会との調和と共生のまちづくりを推進する事業を行うことによって、そこに住み・働き・訪れる全ての者にとって魅力ある地域の創造に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 経済活動の活性化を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 高齢者・障害者支援
- ② 生涯学習支援、コミュニティ作り
- ③ 学習するまちづくり
- ④ 旅行業法に基づく旅行業
- ⑤ カルチャー教室、イベントサポート
- ⑥ 環境保全・美化活動
- ⑦ 人権・平和啓発活動
- ⑧ 地域の子育て支援、学童保育、学習支援
- ⑨ ICT サポート、パソコン教室
- ⑩ 起業支援、ソーシャルビジネス・コミュニティービジネスの推進
- ⑪ 職業訓練、就職支援、職業紹介事業、人材派遣事業
- ⑫ 古物業法に基づく古物商
- ⑬ NPO 法人・地域団体、ボランティア支援事業
- ⑭ 宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業
- ⑮ その他目的達成のために必要な事業

第 3 章 会員（種別）

第 6 条 この法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 この法人は、入会についての条件は特に定めないものとする。

- 2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会員が正当な理由なく会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金の不返還)

第12条 既納の会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は兵庫県知事に報告

すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし再任を防げない。

2 補欠のため、又は増員により選任された役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は代表理事が任免する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) 会費の額

(7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合をのぞいて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会においては正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法表決者にあつてはその旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した会員のなかからその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 役員の職務及び報酬
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 48 条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 7 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他収入

(資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は代表理事が管理し、その方法は総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の議決を経なければならない。

2 この法人の事業計画及びこれに伴う予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により、予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算の超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の、事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、3 箇月以内に、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において正会員総数の 2 分の 1 以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的に係る特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 兵庫県知事による認証の取り消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、兵庫県知事の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 51 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散決議の総会の承認をもって決定する。

(合併)

第 52 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

第 53 条 この法人の公告は、官報において行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款はこの法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事	山 崎 勲
副代表理事	淵本 療子
理事	達脇 明子
同	山下 孝夫
監事	岡 田 要
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 13 年 3 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 12 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員年会費	5000 円
(2) 賛助会員年会費	3000 円

2025年度事業計画書								
2025年4月1日～2026年3月31日								
番号	事業分類	事業分野 (定款第4条)	事業分類 (定款第5条)	事業名	事業内容	事業場所	対象	事業費 (千円)
1	情報化社会の発展を図る活動	経済活動の活性化を図る活動	起業支援、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進 ICTサポート、パソコン教室	SB・CB支援 販促支援 副業・起業支援	AIの学校	兵庫県、大阪、京都	地域団体・企業	5,000
2	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	学習するまちづくり	引きこもり支援事業	デジタルアート支援事業 外国教材販売	兵庫県、大阪、京都	市民・住民	
4	機会（チャンス）提供事業・社会的起業トライやる事業	国際協力 人権の擁護または平和の推進を図る活動	生涯学習支援、コミュニティ作り	日本語サポーター養成講座 各種語学講座	キャリア棚卸・高齢者ふれあいサロン支援。高齢者人材プラットフォーム事業	兵庫県、大阪、京都	中高生、フリーター	1,560
5		学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	古物業法に基づく古物商	ECサイト運営 イベントサポート	子どもカラオケ選手権外国教材販売、カルチャー教室支援、イベントサポート	兵庫県、大阪、京都	市民・住民	
6		経済活動の活性化を図る活動	起業支援、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進	社会的起業トライやる事業	ソーシャルビジネス支援 CBトライやる（軒下ビジネス）SDGs推進協議会	兵庫県	市民・住民	
7		子供の健全育成を図る活動	地域の子育て支援、学童保育、学習支援	学習支援 ツモロービープルの運営	学習支援 子どもの一時預かり事業	兵庫県、大阪	未就学児 児童	
8		国際協力 人権の擁護または平和の推進を図る活動	旅行業法に基づく旅行業	大衆演劇ツアー＋ 尼崎食べ歩き	イバウンド客の商店街に誘客する	兵庫県	一般・求職者・支援員	
9	中間支援事業	国際協力 人権の擁護または平和の推進を図る活動	学習するまちづくり	日本語教室	国内外国人支援事業	兵庫県、大阪、京都	定住外国人	5,844
11		国際協力 人権の擁護または平和の推進を図る活動	旅行業法に基づく旅行業	高齢者人材プラットフォーム事業 市民教授養成講座	まち大学 チャレンジアカデミア パソコン教室	兵庫県、大阪	NPO等 市民・住民	
12		環境保全を図る活動	学習するまちづくり	ゼロカーボンパーク・商店街連携プロジェクト	SDGs推進協議会	尼崎市	NPO等 市民・住民	
13		経済活動の活性化を図る活動	宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業	居住困難者等に対する居住支援活動の一環として、古民家再生事業	相談・コーディネイター事業	近畿2府4県	外国人等 居住困難者	
14		前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	NPO法人・地域団体、ボランティア支援事業	中間支援事業(助成金事業)	NPO起業・運営相談 事務支援 ブラッシュアップセミナー メルマガ配信 HPの運営 情報紙・冊子の発行 動画配信 募金活動	近畿2府4県	NPO法人、一般団体等	
事業費計								12,400

2025年度活動予算書			
2025年4月1日～2026年3月31日)			
(単位：円)			
	予算	合計	備考（内訳）
I 経常収益			
受取会費			
1. 正会員	205,000		41人×5,000円
2. 賛助会員	300,000		100人×3,000円
受取会費計		505,000	
受取寄付金			
1. 一般寄付	3,300,000		役員寄付＝顧問料（33000円）×100社
2. 特定寄付	1,708,000		全ての事業にCF（事業毎）を予定(子どもカラオケ含む)
受取寄付金計		5,008,000	
事業収益			
1. 語学講座（中国語教室）収入	1,584,000		6600円×20人×12ヶ月
2. 語学講座（日本語教室）収入	6,600,000		6600円×100人×10ヶ月
3. ライブコマース（ECサイト）	330,000		広告費等（3300円×100人）
4. 機器貸出収入	30,000		音響機器貸出
5. 受託事業収入	804,000		67000円×12ヶ月
6. 自主事業収益	1,597,200		AIの学校、引きこもり支援、6,600円×242人×10ヶ月
7. 受取宅建事業収益	0		準備作業
事業収益計		10,945,200	
補助金収入			
1. 兵庫労働局	0		
2. その他	28,000		リスキニング支援
補助金収入計		28,000	
助成金収入			
1. 中間支援助成金	800,000		県社協、労金
助成金収入計		800,000	
その他収入			
雑収入	0		
その他収入計		0	
当期経常収益合計（A）			17,286,200
II 経常費用の部			
事業費			
事業別			
人件費	9,000,000		
法定福利費等	1,030,000		
事業費計		10,030,000	
地代家賃等			
地代家賃	1,200,000		10,000円×12×12ヶ月
水光熱費	200,000		
地代家賃等計		1,400,000	
その他経費			
講師諸謝金	804,000		6700円×12ヶ月
印刷費	15,000		5000円×3回SNSに移行予定
通信費	120,000		10,000円×12ヶ月
消耗品費	15,000		一式
旅費交通費	20,000		1,000円×20回
その他経費計		974,000	
事業費計（B）			12,404,000

	予算	合計	備考（内訳）
管理費			
人件費			
給与手当等	50,000		
人件費計		50,000	
地代家賃等			
地代家賃等	50,000		
地代家賃等計		50,000	
その他経費			
通信費	10,000		
事務消耗品費	13,000		
旅費交通費	10,000		
		33,000	
その他経費②			
支払利息	60,369		
戻入金	997,000		
		1,057,369	
管理費計(C)			1,190,369
当期支出合計 (D) (B + C)			13,594,369
当期収支差額 (E) (A - D)			3,691,831
前期繰越額 (F)			△ 2,110,589
次期繰越収支差額 (G) (E+F)			1,581,242

2026年度事業計画書								
(2026年4月1日～2027年3月31日)								
番号	事業分類	事業分野 (定款第4条)	事業分類 (定款第5条)	事業名	事業内容	事業場所	対象	事業費 (千円)
1	AIの学校(キャリアデザインスクール)	経済活動の活性化を図る活動	起業支援、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進 ICTサポート、パソコン教室	AIの学校	ChtGTP他 プロンプト活用 画像入門	兵庫県、大阪、京都	地域団体・企業	2,903
2		職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	職業訓練、就職支援、職業紹介事業、人材派遣事業	引きこもり支援	リサイクル事業 外国教材販売 SDGs推進協議会	兵庫県、大阪、京都	市民・住民	5,800
4	機会（チャンス）提供事業 社会的起業トライやる事業	社会教育の推進を図る活動	生涯学習支援、コミュニティ作り	学習支援	サポート校 学習支援	兵庫県、大阪、京都	中高生、フリーター	7,900
5		学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	カルチャー教室、イベントサポート 生涯学習支援 コミュニティ作り	高齢者人材プラットフォーム事業 市民教授養成講座 イベントサポート	日本語サポーター養成講座 キャリア棚卸 市民教授の養成・派遣	兵庫県、大阪、京都	市民・住民	
6		情報化社会の発展を図る活動	ICTサポート、パソコン教室	DTP、コンテンツ作成支援、 情報リテラシー パソコン教室支援	講師派遣、コンテンツ作成支援	兵庫県、大阪、京都	定住外国人	
7		経済活動の活性化を図る活動	起業支援、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進	SB・CB支援 販促支援	ソーシャルビジネス支援 CBトライやる（軒下ビジネス）	兵庫県	市民・住民	
8		子供の健全育成を図る活動	地域の子育て支援、 学童保育、学習支援	学習支援 ソモローピープルの運営	学童保育事業 学習支援 アルキメデス	兵庫県、大阪	未就学児 児童	
9		国際協力 人権の擁護または平和の推進を図る活動	宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業	居住困難者支援事業	相談・コーディネイター事業	兵庫県、大阪	居住硬軟者	
10		国際協力 人権の擁護または平和の推進を図る活動	古物業法に基づく古物商	外国教材販売 SDGs推進協議会職業訓練 相談員・講師派遣 求人情報の提供 求人マッチング 労働相談	相談員・セミナー派遣 就労相談員研修 職業訓練 日本語教室 求人情報提供・マッチング 労働相談	兵庫県	一般・求職者・支援員	
11		国際協力 人権の擁護または平和の推進を図る活動	学習するまちづくり	国内外外国人支援事業 多国籍言語教室 多世代型学習環境づくり 旅行業法に基づく地域ツアー	外国人防災ワークショップ 日本語教室 国内外外国人支援事業	兵庫県、大阪、京都	定住外国人	

番号	事業分類	事業分野 (定款第4条)	事業分類 (定款第5条)	事業名	事業内容	事業場所	対象	事業費 (千円)
12	中間支援事業	まちづくりの推進を図る活動	生涯学習支援、コミュニティ作り	ネットワークづくり支援	キャリア棚卸 市民教授の養成・派遣 日本語サポーター養成講座	兵庫県、大阪	NPO等 市民・住民	11,906
13		まちづくりの推進を図る活動	旅行業法に基づく旅行業	高齢者人材プラットフォーム事業	エキスチェンジカフェ 中国語教室	インバウンド客の商店街への誘客活動	NPO等 市民・住民	
14		学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	カルチャー教室、イベントサポート	子どもカラオケ選手権2026 イベントサポート	地域イベント支援（オンライン形式）	兵庫県、大阪	NPO等 市民・住民	
15		環境保全を図る活動	環境保全・美化活動	ゼロカーボンベースボールパーク・商店街連携プロジェクト	地域清掃活動支援(自治会、商店街等)	兵庫県、泉大津市 伊丹市	NPO等 市民・住民	
16		経済活動の活性化を図る活動	宅地建物取引業法に基づく宅地建物取引業	相談・コーディネイター事業	居住困難者等に対する居住支援活動の一環として行う	近畿2府4県	外国人等 居住困難者	
17		経済活動の活性化を図る活動	起業支援、ソーシャルビジネス・コミュニティビジネスの推進	SB・CB支援 販促支援 古物営業法に基づく古物商	ソーシャルビジネス支援 CBトライやる(軒下ビジネス)	兵庫県	市民・住民	
18		特定非営利活動促進法別表1～16に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	NPO法人・地域団体、ボランティア支援事業	中間支援事業(助成金事業) 委託事業 ボランティアマッチング支援事業	NPO起業・運営相談 事務支援 ブラッシュアップセミナー メルマガ配信 HPの運営 情報紙・冊子の発刊 動画配信 募金活動	近畿2府4県	NPO法人、一般社団等	
事業費 計								28,509

2026年度活動予算書				
2026年4月1日～2027年3月31日)				
	予算	合計	備考（内訳）	（単位：円）
I 経常収益				
受取会費				
1. 正会員	205,000		41人×5,000	
2. 賛助会員	300,000	505,000	100人×3,000	
受取寄付金				
1. 一般寄付	3,300,000		顧問料（33000）×100社	
2. 特定寄付	124,000	3,424,000	全ての事業にCF（事業毎）を予定	
事業収益				
1. 職業訓練				
2. 受講料収入(学習支援等)	3,500,000		子どもカラオケ、貸会議室他	
3. ライブコマース（ECサイト）	5,330,000		ECサイトと連動	
4. 機器貸出収入	0			
5. 受託事業収入	912,000		講師派遣	
6. その他収入		9,742,000		
補助金収入				
1. 兵庫労働局	0			
2. その他	280,000	280,000		
助成金収入				
1. 中間支援助成金	800,000	800,000	県社協、労金	
事業収入				
1. 中国語教室収入	3,168,000		オンラインで受講者を増やす＝40人×12ヶ月	
2. 日本語教室収入	6,600,000		1年コース＝で海外展開（アラブその他）	
3. ライブコマース（ECサイト）	330,000			
4. 機器貸出収入	30,000			
5. 受託事業収入	912,000			
6. 自主事業収益	1,597,200			
7. 受取宅建事業収益	12,000,000	24,637,200		
当期経常収益合計（A）			39,388,200	
II 経常費用の部				
人件費	13,000,000			
法定福利費等	1,430,000	14,430,000		
人件費計				
地代家賃等				
地代家賃	11,200,000			
水光熱費	500,000	11,700,000		
地代家賃等計				
その他経費				
講師諸謝金	1,804,000			
印刷費	25,000			
通信費	120,000			
消耗品費	150,000			
旅費交通費	280,000	2,379,000		
その他経費計				
事業費計			28,509,000	

	予算	合計	備考（内訳）	（単位：円）
管理費				
人件費				
給与手当	1,000,000			
法定福利費	300,000	1,300,000		
地代家賃等				
地代家賃等	1,000,000	1,000,000		
その他資金支出				
通信費	70,000			
事務消耗品費	43,000			
旅費交通費	113,000			
支払利息	71,562	297,562		
管理費 計			2,597,562	
当期支出合計（C）			31,106,562	
当期収支差額（A） - （C）				8,281,638
前期繰越額				1,581,242
次期繰越収支差額（B） - （C）				9,862,880